

平成31年度

東京港施工状況確認補助業務

特記仕様書

平成30年12月
国土交通省 関東地方整備局
東京港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、東京港湾事務所における臨港道路南北線整備事業等に関する施工状況確認の作業補助を行うものであり、監督職員を補助し当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 業務場所

東京港の対象工事現場（調査現場を含む）及び調査職員が指定する場所

3. 履行期間

契約締結日から平成33年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京港施工状況確認補助業務	施工状況確認補助業務	式	1	
	打合せ	回	46	
	協議・報告	回	2	
	成果品	式	1	

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成29年12月改訂)の定めによるものとし、それによりがたい場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成29年3月改訂)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者及び管理技術者補は、調査職員と十分に打合せを行い、発注者が提示する工事計画、工事実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行わなければならない。
- (3) 「港湾等発注者支援業務共通仕様書」の1-1-2用語の定義の末尾に次の記述を追加するものとする。
 - 1) 「管理技術者補」とは、業務の履行について管理技術者を補佐し、技術上の管理をつかさどる者で、発注者に通知した者をいう。但し、業務量の変更、履行期間の変更、業務量の請求及び受領、契約書第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理など、この契約に基づく権限は有しない。
 - 2) 「管理技術者等」とは管理技術者、管理技術者補、担当技術者を総称していう。
- (4) 「港湾等発注者支援業務共通仕様書」の1-1-2、1-1-3、1-1-5、1-1-8及び1-1-10の記述のうち、「管理技術者」を「管理技術者及び管理技術者補」に読み替えるものとする。
- (5) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

5-3 業務の内容

本業務は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」第2編 第3章に規定する、施工状況確認補助業務について実施するものとする。

5-4 対象工事

本業務の対象工事は以下のとおりとする。なお、対象工事の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

※実施する対象工事の詳細

業務対象工事名(予定)	件数	工期(参考)
東京港臨港道路南北線沈埋函(2号函・3号函)製作・築造(港湾土木工事)	1	平成28年4月～平成31年9月
東京港臨港道路南北線10号地その2地区接続部及び沈埋函(7号函)製作・築造(港湾土木工事)	1	平成28年4月～平成32年4月
東京港臨港道路南北線中央防波堤内側地区接続部及び沈埋函(1号函)製作・築造(港湾土木工事)	1	平成28年4月～平成32年4月
東京港臨港道路南北線沈埋函(4号函・5号函・6号函)製作・築造(港湾土木工事)	1	平成29年4月～平成32年4月
東京港臨港道路(南北線)10号地側(空港等舗装工事)	1	平成31年9月～平成32年3月
東京港臨港道路(南北線)中央防波堤内側(空港等舗装工事)	1	平成31年9月～平成32年3月
東京港臨港道路(南北線)中央防波堤内側(港湾土木工事)	1	平成32年4月～平成32年12月
東京港臨港道路(南北線)10号地側(港湾土木工事)	1	平成32年4月～平成33年3月

5-5 実施体制

- (1) 管理技術者の資格は「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-5に規定する定めによるものとし、定めのないものについては下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資格等
管理技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)I種

- (2) 打合せは、本業務を的確に遂行するために2回/月以上行うこととする。
- (3) 土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行なうことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。
- (4) 本業務を円滑に実施するためには、管理技術者のほか管理技術者補及び担当技術者を配置するものとし、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。また、管理技術者補及び担当技術者は、競争参加資格確認申請書に記載した業務実績と同等以上の実績を有する技術者でなければならない。

区分	資格等	員数(参考数量)
管理技術者補	・「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-5に規定する資格を有する者 ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)I種	平成31年4月～平成32年3月 1人
担当技術者	・「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-5に規定する資格を有する者 ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)I種	平成31年4月～平成32年3月 6人以上
		平成32年4月～平成33年3月 3人以上
担当技術者	・電気工事施工管理技士(一級又は二級) ・電気工事士(第一種又は第二種) ・消防設備点検資格者(第1種又は第2種)	平成31年4月～平成32年3月 2人以上
担当技術者	・一級建築士	平成31年4月～平成32年3月 1人以上

- (5) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できるものとする。

5-6 協議・報告

本業務の実施にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議または報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

5-7 成果品

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-3-1-4、1-1-15に基づき、成果物及び提出資料をとりまとめの上、成果品として提出するものとする。なお、成果品の内容、体裁については調査職員の指示によるものとする。

電子納品 CD-R又はDVD-R 2枚

6. 資料等の貸与

本業務に必要な資料を貸与するものとする。

- ① 対象工事の発注用設計図書（特記仕様書（案）、図面及び数量計算書）
- ② その他必要と認められる資料等

7. その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、業務用自動車を下記により業務期間中配備することを標準とする。

なお、業務内容に変更が生じた場合は、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

自動車の型式	台数	配備期間	摘要
ライトバン	4台	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
	2台	平成32年4月1日～平成33年3月31日	

- (2) 調査職員の指示により業務用自動車での移動が困難な遠隔地で業務を実施する場合は、事前に実施体制について協議を行うものとする。なお、これに伴う費用は本業務において受注者が設置する事務所を基地として計上できるものとし、履行機関の末日までに変更契約を行うものとする。

- (3) 業務の実施にあたり、受注者は東京港湾事務所の近隣に事務室等を自ら確保し、必要な事務機等を備えなければならない。

- (4) 本業務を実施するにあたり、必要となる交通船に東京港湾事務所の港湾業務艇等を使うことができる。

なお、使用にあたっては、調査職員と調整しなければならない。

- (5) 本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメットを着用しなければならない。

- (6) 対象工事の業務が主に夜間となる場合は、調査職員と別途協議するものとする。

- (7) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

(8) 技術提案

1) 業務計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。

2) 業務計画の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と別途協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、業務計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) その他

技術提案書にもとづく業務料の変更は、行わないものとする。

以 上